

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

1 規則の改正理由

公有財産の貸付期間について、借地借家法の規定による定期借地権の設定により土地を貸し付ける場合の規定を追加するとともに、手続の明確化及び事務処理の円滑化のため、規則全体を整理し見直す。

2 規則の概要

(1) 公有財産の貸付け等に関する改正

ア 公有財産の貸付期間について、借地借家法の規定による定期借地権の設定により土地を貸し付ける場合の規定を加える等所要の改正を行う。

イ 公有財産の貸付け等について、借受期間の延長と用途及び原形の変更に分かれていた規定を統一し、借受内容の変更に係る規定を定める。

ウ 公有財産貸付料の遅延利息を徴収しない場合を定める。

(2) その他の事項に関する改正

ア 公有財産のうち、普通財産である知的財産権は、当該知的財産権に係る事務事業を所掌する部に所属することとする。

イ 行政財産の用途廃止後総務部に引き継がない財産に、取壊し予定の航空機及び伐採予定の立木を加える。

ウ 公有財産の所属換を行う際の引継ぎ及び引受けの手続の規定を整備する。

エ 県の内部組織間における公有財産の使用に係る手続を定める。

オ 暴力団等の排除に係る規定を加える。

カ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 様式の改正

ア 申請者の利便を図るため、財産の使用申請、借受申請等に併せて使用料及び貸付料の減免申請を行うことができることとする。

イ アに伴い、使用許可を受けた後又は貸付け等を開始した後に生じた事由により減免を受けようとする場合の減免申請手続について定める。

ウ 寄附申込書、買受申請書、譲受申請書及び交換申請書の様式を定め、それぞれの事務手続を行う際には相手方から当該申請書等を徴収し、起案文書等に添付しなければならないこととする。

エ 財産の管理に係る帳簿の様式について所要の整備を行う。

オ (2)のオに伴う所要の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成22年9月15日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 次の規則について、鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(ア) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(イ) 鳥取県宿舍管理規則

(ウ) 鳥取県事務処理権限規則

(エ) 鳥取県港湾整備事業特別会計に属する普通財産の譲渡に係る鳥取県公有財産事務取扱規則の特例に関する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う集中管理事業の対象となる事務(以下「対象事務」という。)を見直し、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 対象事務から、次に掲げるものを削る。

ア 集中業務課において賃貸借契約を締結した自動車を保管する地方機関の当該自動車の燃料費及び維持管理経費の支払に関する事務

イ 本庁各課等において支出負担行為兼支出仕訳書により支払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務

(2) 対象事務に、次の事務を加える。

ア 企業局又は病院局のうち県庁舎等に事務所を有するものが使用する光熱水費の支払に関する事務

イ 行政財産の使用許可を受けて県庁舎等を使用している者（以下「県庁舎等入居者」という。）の負担すべき光熱水費について、県庁舎等入居者に代わって電気、ガス若しくは水道に係るサービスの提供を行う事業者又は冷暖房に必要な燃料を供給する事業者に対して金員を支払う事務

ウ 企業局又は病院局の文書の印刷及び発送に関する事務

エ 企業局又は病院局のうち県庁舎等に事務所を有するものに設置する電話の料金の支払に関する事務

オ 県庁舎等入居者の負担すべき電話の料金について、県庁舎等入居者に代わって電話に係るサービスの提供を行う事業者に対して金員を支払う事務

カ 企業局又は病院局におけるパーソナルコンピュータの賃借料に要する経費の支払に関する事務

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とし、平成22年度予算から適用する。

イ 鳥取県会計管理者等事務決裁規則について、(1)のイに伴う所要の規定の整備を行う。